

特別支援学校での医療的ケア

「ヒヤリハット」定義不明確

学校報告に差

県内の特別支援学校での医療的ケアに関して、重大な事故につながる可能性のある「ヒヤリハット」の定義を県教委が明確に定めていないことが分かった。看護師の二斉辞職が問題となった県立鳥取養護学校（鳥取市江津）では「保護者の威圧的な言動」が発端とされ、県教委は背景に看護師による「事故ではないがヒヤリハットに該当するケアの遅れがあった」と説明していたが、実際にはヒヤリハットと事故の区別もあいまいだった。

【小野まなみ】

県教委「整理必要」

県教委の「医療的ケアが必要な県立特別支援学校幼児児童生徒学習支援事業実施要項」では、各学校に対し、

ケアに関するヒヤリハットを学期末に報告することとしている。対象となるのは「児童生徒等の身体の健康

状態に関すること」。2011年度までは全てのヒヤリハットを報告する規定だったが、件数が多いため12年度

以降は身体に影響するものに限定した。県教委の説明では、例えば「たんの吸引し忘れ」などは身体に影響することだが、「吸引し忘れそうになったが気付いた」などは身体に影響しないことだとい

う。だが、その定義は明確でなく、県教委は「どこまで報告するかは学校の判断」としている。

実際、14年度の報告件数と、身体に影響しないものも含めた件数の差は、鳥取養護学校では62件に上った一方で、倉吉養護学校では5件、皆生養護学校ではゼロと、学校によって大きく異なっている。

県教委は「全体数の把握をしたい」と、4日の医療的ケアの運営協議会で要項の「身体に関すること」という部分を削除する案を提

示した。「ヒヤリハットは、報告件数が増えなくても事故防止につながる方がいいと言える。定義などをもう一度整理する必要がある」と話している。